

地域医療支援事業共同利用に関する細則

平成 29 年 4 月 1 日制定

（趣旨）

第 1 条 この細則は、地域医療支援事業運営管理規程第 2 条に則り、登録医療機関の共同利用において、円滑かつ適正に管理することを目的として定めるものとする。

（利用対象者）

第 2 条 利用対象者は、地域医療支援事業運営管理規程第 4 条に則り、主に埼玉県東部地区から登録した医療機関とし、登録外からの利用申請については、地域医療支援事業登録医療機関に係わる細則第 2 条において取り進める。

（共同利用の範囲）

第 3 条 共同利用の範囲は、地域医療支援事業運営管理規程第 2 条に則り、共同利用範囲を以下の通り定める。

- 1) 外来・入院患者診療への参加
 - 2) 手術への参加
 - 3) 放射線診断機器（CT、MRI）の利用
 - 4) 研究施設（会議室・図書室）の利用
 - 5) 共同連携ベッドの利用
- 2 救急医療の提供
 - 3 地域の医療従事者に対する研修の実施
 - 4 放射線診断機器（CT、MRI）を利用する場合の細則を別に定める。
 - 5 研究施設（会議室）を共同利用する場合の細則を別に定める。
 - 6 研究施設（図書室）を共同利用する場合の細則を別に定める。
 - 7 共同連携ベッドを共同利用する場合の細則を別に定める。

（共同利用の申請）

第 4 条 登録医療機関が第 3 条の共同利用を行う場合は、地域医療支援事業運営管理規程第 8 条に則り、別紙第 3 号様式を総合医療相談部へ申請する。

（総合医療相談部医療連携部門）

第 5 条 総合医療相談部医療連携部門は、当該部門との連携により第 3 条に基づく共同利用範囲の状況を把握し、登録医療機関からの申込時に情報提供する。

- 2 総合医療相談部医療連携部門は、地域医療支援事業運営管理規程第 12 条第 1 項に則り、当該受付及び当該共同利用部門との連携調整を図り、共同利用状況を総合医療相談部運営委員会並びに地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

（細則の改正）

第 6 条 本細則の改正は、総合医療相談部運営委員会の議を経て、病院長が決定し、地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

附 則（平成 年 細則第 号）

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。